

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社フォーエス

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間: 2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

派遣労働者の数	50 人
派遣先の数	13 社
派遣料金の平均額	45,269 円 (1日8時間あたり換算)
派遣労働者の賃金の平均額	25,820 円 (1日8時間あたり換算)
マージン率	43 %
教育訓練に関する事項	ビジネス教育研修・技術実務研修・セキュリティ研修等
労使協定の締結の有無	有
労使協定の有効期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日
労使協定を締結の派遣労働者の範囲	派遣先でシステムエンジニア及びプログラマーの業務に従事する技術職従業員全員

なお、マージンは以下の費用等が含まれます。

- ・雇用主として負担すべき社会保険料、労働保険等
- ・派遣労働者の旅費交通費、定期健康診断、福利厚生、教育訓練に充当した費用
- ・派遣労働者が取得する有給休暇に充当した費用
- ・事務所賃借料や通信費等をはじめとする会社運営費、営業利益
- ・労働者の求人に係る採用費
- ・その他諸費用